

熊本県有明海区漁業調整委員会

第532回議事録

令和7年（2025年）9月24日開催

第532回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)9月24日(水)午後3時から

開催場所 県庁行政棟本館5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一 廣田義治
小森田智大 木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生

(熊本県漁連) 指導部長 内田誠

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宗達郎
参事 徳留剛彦 技師 寺嶋卓海

議 事

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について(照会)

第3号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第4号議案

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(協議)

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第532回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中10名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第532回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第532回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は吉本委員と小森田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料1ページから8ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要につきましては、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、くちぞこ刺し網漁業、かに網漁業及び囲い刺し網漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、その他のかご漁業です。

最初に新規の許可のくちぞこ刺し網漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業ではスライド3番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。主な漁場は、有明海と不知火海です。操業区域はスライド4で着色している有共第15号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。

次に、かに網漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。かに網漁業ではスライド5番の右図のよ

うな漁具を海底に固定し、移動してくるかにを網でからめとり漁獲します。有明海と不知火海で営まれています。漁業時期は5月から11月となっています。操業区域は、スライド6番で着色している有共第19号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域となっており、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は、資料3ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。

次に、囲い刺し網漁業についてです。スライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。漁獲の対象は、ぼら、このしろ、ぶり、さより、きびなご、ひいらぎに限られています。周年操業は可能となっていますが、主に10月～翌年4月頃に県内各地で操業されている漁業になります。主な漁場は、有明海、不知火海、天草海です。操業区域はスライド8で着色している有共第15号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料4ページに記載のとおりとなっています。

つづきまして、許可の有効期間満了に伴うその他のかご漁業についてご説明します。

スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。その他のかご漁業ではスライド9番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、有明海、不知火海、天草海で操業されています。制限措置は、資料5ページから8ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の共同漁業権漁場が7件、単独と有共第21号共同漁業権漁場との組み合わせが8件、そして、複数の共同漁業権漁場と有共第21号共同漁業権漁場との組み合わせが1件となっており、各共同漁業権の位置につきましては、スライド10番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で32隻、そのほかの内容は、資料に記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド11番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、くちぞこ刺し網漁業、かに網漁業及び囲い刺し網漁業が令和7年10月1日から令和7年10月10日までを予定しております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、その他のかご漁業の申請期間は令和7年10月1日から令和7年11月7日までを予定し

ております。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

木村委員

知事許可漁業については、年に1回漁獲報告がされるよう漁業調整規則で規定されていますが、報告の状況はいかがでしょうか、全般的なもので構いませんがきちんと報告なされているのでしょうか。

水産振興課

基本的には、年明け1月20日までに報告という漁業許可が多く、報告は概ねされています。それ以外は漁期終了後翌月10日までに報告することとなっており、漁業種類によって提出時期は異なりますが、概ね適正に報告されています。

木村委員

ありがとうございます。

議長

他にございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第2号議案と第3号議案を一括しての説明としてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは、第2号議案と第3号議案について、一括して説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第2号議案及び第3号議案にかけて、まとめて説明をさせていただきます。

今回、第2号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正に係る意見について照会し、第3号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。各議案について説明します。着座にて、説明させていただきます。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正についてご説明します。資料の10ページから17ページが許可取扱方針となります。今回の改正は、方針内の文言の整理、年号の修正や条数のずれを修正するもので、改正の詳細は、資料18ページから21ページの新旧対照表にて説明いたします。

資料の19ページの右側をご覧ください。漁業を営む者の資格等について規定している第7条第2項第4号で「うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針又は」を削除することとしています。これは、うなぎ稚魚漁業が知事許可漁業に移行して3年目となることから、申請時過去2年以内に同方針に基づく特別採捕許可者が存在しないためです。

次に資料の20ページをご覧ください。漁具数の制限と漁業従事者数の制限について第11条及び第12条で規定しています。このうち、ただし書き以降のうなぎ稚魚漁業許可の実績総数並びに人数について、「令和6年産」を「令和6年産以降の」に修正します。

次に資料の21ページをご覧ください。放流用種苗の供給について第17条で規定していますが、条文の削除を行います。これは、令和5年12月1日より前は、うなぎ稚魚は増養殖用の種苗供給を目的とした採捕が、特別採捕許可に基づき可能でしたが、令和5年12月1日以降、改正漁業法により、知事許可漁業であるうなぎ稚魚漁業や特定水産動植物採捕許可に基づく採捕以外は、禁止されました。特定水産動植物採捕許可は、試験研究又は教育実習を目的とする採捕に限られたことから、従前の漁協による増殖用の種苗供給を目的とした採捕ができなくなったため、削除するものです。

次の第18条については、第17条の削除により生じる条数のずれに伴う修正となります。

次に、資料22ページをご覧ください。うなぎ稚魚漁業の制限措置の説明に移らせて頂きます。

熊本県漁業調整規則第11条と熊本県うなぎ稚魚漁業取扱方針第2条の規定により、漁業種類、操業区域、漁業時期などを内容とした制限措置を定めることとなっています。また、同規則第11条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとする

ときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕するちょうちん網について諮問いたします。

なお、法令集の上から4枚目に、たもすくいとちょうちん網の漁具図を参考でお示していますので、適宜ご確認ください。

それでは、まず、たも抄いについて説明します。資料は23ページから25ページをご覧ください。今回、公示を予定している制限措置は操業区域の異なる3件です。漁業時期は、いずれも、23から24ページにあるとおり、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数はそれぞれ1人となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、24ページにあるとおり令和7年10月14日から令和7年10月31日までを予定しています。

また、3の備考の(2)に許可の条件を示しています。

なお、漁業を営む者の資格は、資料25ページに記載のとおりです。

次に、ちょうちん網についてです。

資料は26ページから28ページをご覧ください。今回公示を予定している制限措置は1件です。操業区域は資料に記載のとおりです。

次に、許可すべき船舶の数についてですが、ちょうちん網は船舶を使用する漁法であることから、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は資料26ページに記載のとおり5隻です。

また、資料27ページの3の備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

なお、(3)の西暦に誤りがあり、資料を2024年から2023年に修正しております。

漁業時期については、資料27ページの別記1に記載の12月1日から翌年3月31日までの連続した100日以内としております。ただし、漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定できることとしています。

漁業を営む者の資格については、資料28ページの別記の2のとおりです。

申請すべき期間は資料の26ページにお戻りいただき、たも抄いと同様、令和7年10月14日から令和7年10月31日までを予定しています。

以上で説明を終わります。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案並びに3号議案について説明が

ありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員 漁業時期の件で100日となっているが、調整が整えば1カ月延びていいということになれば、130日となるのか。

水産振興課 ご質問は、たも抄いにおける漁業時期で100日以内のところ調整がつけば1カ月延びるというところですが、これは、調整がつけば130日に伸びるということでなく、あくまで連続した100日以内ということになります。例えば、1月から始めたとして、4月の中頃までの連続した100日以内に設定することになります。

藤森委員 あくまで100日以内ということですね。

水産振興課 はい。

議長 他にございませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、無いようですので、お諮りいたします。
第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」、「特に異議なし。」と回答してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、第2号議案については、「特に異議なし」と回答します。
引き続き、第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第4号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局でございます。資料は、29ページからになります。

前回の当委員会で、全国海区漁業調整委員会連合会によります関係省庁への要望活動に向けた提案議題を協議いただいたところですが、九州ブロック事務局の大分海区漁業調整委員会から九州各県海区の議題を取りまとめたため、その議題について意見を求められております。

この提案議題については、本県から4つの議題を継続提案しておりますが、昨年度に提案した議題について、本年7月に全国海区漁業調整委員会連合会が関係省庁へ要望活動を行っておりますので、今回協議いただく提案議題の説明に入ります前に、要望活動の結果をご報告させていただきます。

資料の31ページをご覧ください。

資料は、枠外の左の上に要望の大項目を記載し、最上段の欄にR7年度提案趣旨、その下左側の欄に小項目の提案、右側の欄に関係省庁の回答や状況を記載しております。

まず、要望の大項目I、海区漁業調整委員会制度についてです。

左の欄の番号1、委員会制度の堅持については、右の欄のとおり、委員会が重要な機関であるとの認識を示されるとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持していると、水産庁から回答があります。また、左の欄の番号2、海区漁業調整委員会の財政基盤の確保については、本県が提案した項目ですが、右の欄のとおり、引き続き、委員会の運営に極力支障を生じることが無いよう予算確保に努める旨、水産庁から回答があります。令和2年度以降の関係予算の推移を示しています。

次に、資料の41ページをご覧ください。要望項目のIV、沿岸資源の適正な利用についてです。左の欄の番号1の①、②が本県提案の大中型まき網漁業の操業禁止区域拡大に該当します。右の欄の水産庁回答1にあるとおり、沿岸漁業と沖合漁業の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、共存共栄を図っていくことが重要とされ、回答2にあるとおり、一方的な大臣許可漁業への規制強化は困難であるが、海洋環境の変化の対応に向けた取組みが行われていることを踏まえ、取組みを継続して参りたい旨、回答があります。

さらに資料の46ページをご覧ください。左の欄の番号5の②をご覧ください。こちらも、本県提案の大中型まき網漁業への指導強化の提案に該当する部分になります。

右の欄の1に示すとおり、全ての大臣許可漁業へのVMSの設置・常時作動等を義務付けるとともに、法改正により通信妨害の行為を禁止し、罰則を措置したとの回答に加え、2に示すとおり、集魚灯の使用など、VMSで対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい旨、回答があります。

次に資料の56ページをご覧ください。要望の大項目Ⅵ、外国漁船問題等についてです。左の欄の番号3の②が本県提案の東シナ海における漁船の安全確保に該当する部分です。右の欄に示すとおり、水産庁、海上保安庁ともに、引き続き関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう政府全体として、適切に対応して参りたい旨、回答されています。

最後に、資料の62ページをご覧ください。要望の大項目Ⅶ、海洋性レジャーとの調整等についてです。

左の欄の番号3の②、対象者の把握の取り組みが本県提案に該当する部分で、登録制度に係る提案も含まれています。また、本県提案の保険加入の義務化に該当する部分としては、63ページの左の欄の3の③になります。

右の欄の水産庁及び国交省から、安全対策のため業界団体等を通じた周知徹底や作成したマニュアル等を活用しながら講習会の開催も働きかける旨、回答があり、また、国土交通省海事局からはミニボートは財産価値が低い等の理由から国による船舶の登録制度の対象としていないことが回答されています。

さらに、3の③では水産庁回答2において、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象で、ミニボートも当該保険の対象となること、次ページでは国交省から、保険加入率の向上のため、啓発に取り組む旨、回答されています。全漁調連による要望活動結果の説明は、以上です。

次に、今回、意見を求められている九州各県の海区漁業調整委員会の提案議題について説明します。資料の89ページをご覧ください。

要望事項のN○1～3は、海区漁業調整委員会制度に関する事、N○4は、沿岸漁場の秩序維持に関する事、N○5～9は、クロマグロの資源管理に関する事、N○10～13は、沿岸資源の適正な利用に関する事、N○14～15は、漁業法改正後の制度運用に関する事、N○16～22は、外国漁船問題等に関する事、N○23～25は、海洋レジャーとの調整等に関する事となります。

資料の90ページ以降に各提案議題を示しております。

各提案を見ますと、当海区の提案議題と競合するようなものはなく、一部変更等はありませんが、全てが継続案件となっております。

意見の回答方法としては、修正や反対の意見があれば、具体的に修正案と理由を回答します。また、賛同する場合には、その旨を記載して回答することになります。

参考ですが、昨年度は他県海区の提案議題に対して、当海区にとって特段支障はなく、全て賛同する旨回答されております。

なお、今後、熊本県連合海区として取りまとめるに当たり、軽微な修正等については、会長に御一任いただきたく、併せて御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上で、説明を終わります。

議長

ただ今、事務局から、第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

他にございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第4号議案は、他の海区の提案に賛同する旨、回答してよろしいですか。

また、天草不知火海区でも同様な協議があつてのことから、当委員会の意見と取りまとめる際の軽微な修正については、会長に一任していただいてよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第4号議案については、他の海区の提案に賛同する旨、九州ブロック会議の担当県に回答することとします。また、軽微な修正については、会長に一任いただきます。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

議長

ありませんね。

他に無いようですので、これで第532回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。

以上